

吸収分割に係る事前開示書面
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2021 年 6 月 7 日
京都きもの友禅株式会社

会社分割に係る事前開示書類

当社は、株式会社京都きもの友禅分割準備会社（以下、「分割準備会社」という）との間で、2021年5月10日付で分割準備会社を承継会社、当社を分割会社とする吸収分割契約を締結いたしました。よって、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の定めに従い、下記のとおり吸収分割契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

1. 吸収分割契約

別紙のとおり、2021年5月10日付で、吸収分割契約を締結いたしました。

2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項

(1) 交付する株式数に関する事項

本件分割に際して、分割準備会社は新たに普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。分割準備会社は当社の100%子会社であるため、本件分割により当社に割当交付される株式の数によって当社と分割準備会社との間の実質的な関係に差異を生ずるものではありませんが、当社及び分割準備会社の今後の資本政策その他諸般の事情を勘案し、両者で協議の上、上記のとおり決定したものであり、分割準備会社が発行する株式の数は、相当な数であると判断しております。

(2) 資本金等の定め相当性

本件分割による分割準備会社の資本金及び準備金の増加額は、次のとおりとなります。分割準備会社が本件分割により承継する権利義務の内容、並びに本件分割後における分割準備会社の事業の内容及び規模に照らし決定したものであり、分割準備会社の資本金及び準備金の増加額は、相当な額であると判断しております。

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 資本金 | 0百万円 |
| ② 資本準備金 | 0百万円 |
| ③ その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |

(3) 新株予約権の定め相当性

該当事項はありません。

3. 承継会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割準備会社は、2021年4月14日に成立した会社であるため、確定最終事業

年度はありません。同社の成立の日現在における貸借対照表の内容は次のとおりです。

(百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	10	負債合計	—
現金及び預金	10	純資産の部	
固定資産	—	株主資本	10
		資本金	10
		資本準備金	—
		純資産合計	10
資産合計	10	負債・純資産合計	10

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

4. 分割会社に関する事項

- (1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 分割の効力発生日以後における分割会社の債務または承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社及び分割準備会社ともに、本件分割後の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていないことから、本件分割後においても、当社及び分割準備会社の債務の履行の見込みに問題はないと判断しております。

2021年6月7日

東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号
京都きもの友禅株式会社
代表取締役社長 服部 雅親



別紙

吸収分割契約書

京都きもの友禅株式会社（以下「甲」という）と株式会社京都きもの友禅分割準備会社（以下「乙」という）とは、甲の運営する事業のうち和装関連事業及び金融サービス事業にかかる権利義務の全部を乙が承継する吸収分割に関して、以下のとおり、吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

1. 甲及び乙は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、甲の運営する事業のうち和装関連事業及び金融サービス事業（以下、総称して「本件事業」という）の全部を乙に承継させるため、本契約の定めるところに従い、吸収分割（以下「本件分割」という）を行うものとする。
2. 本件分割にかかる吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）吸収分割会社

商 号：京都きもの友禅株式会社

（第4条の効力発生日をもって「株式会社 YU-WA Creation Holdings」に商号変更予定）

本店所在地：東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号

（2）吸収分割承継会社

商 号：株式会社京都きもの友禅分割準備会社

（第4条の効力発生日をもって「京都きもの友禅株式会社」に商号変更予定）

本店所在地：東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号

第2条（本件分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として、乙の普通株式1,000株を甲に対して交付する。

第3条（増加すべき乙の資本金及び準備金の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金、利益準備金の額は、以下のとおりとする。

（1）資本金 0円

（2）資本準備金 0円

（3）その他資本剰余金 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額

（4）利益準備金 0円

（5）その他利益剰余金 0円

第4条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、2021年10月1日とする（以下「効力発生日」という）。ただし、分割手続上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第5条（本件分割により承継する権利義務）

1. 乙は、本件分割により、2021年3月31日時点の貸借対照表その他同日時点の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した本件事業に関する別紙1「承継権利義務明細表」に記載の資産、債務、雇用契約及びその他の権利義務の全部を効力発生日をもって甲より承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第6条（従業員の取扱い）

1. 乙は、本件事業にかかる甲の従業員を本件分割の効力発生日をもって、乙の従業員として引き継ぐものとする。
2. 乙は、前項の従業員と甲との間の労働契約を引き継ぐものとし、勤続年数については、甲における年数を通算するものとする。

第7条（分割承認総会）

甲及び乙は、2021年9月30日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する承認を得るものとする。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、当該財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し、合意の上、これを行うものとする。

第9条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第10条（本契約の変更または解除）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の不可抗力により、本件事業または甲もしくは乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたとき、

もしくは重大な瑕疵が発見されたときは、甲乙協議の上、分割条件を変更し、または本契約を解除することができるものとする。

第 11 条（本契約の解除）

2021 年 9 月 30 日までに第 7 条に定める甲及び乙の株主総会における本契約の承認並びに関連法令の基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合には、甲または乙は相手方に通知して本契約を解除することができるものとする。

第 12 条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに合意する。

第 13 条（本契約に定めない事項）

本契約に定めない事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

以上、本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

2021 年 5 月 10 日

甲 東京都中央区日本橋大伝馬町 14 番 1 号

京都きもの友禅株式会社

代表取締役 服部 雅親



乙 東京都中央区日本橋大伝馬町 14 番 1 号

株式会社京都きもの友禅分割準備会社

代表取締役 橋本 和之



別紙 1

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約及びその他の権利義務は、以下に記載する権利義務とする。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

- ① 本件事業にかかる現金及び預金
- ② 本件事業にかかる売掛金、商品及び製品、原材料及び貯蔵品、未収入金、前払費用及びその他の流動資産のうち甲から乙への承継が法令上可能であるもの
なお、本件事業にかかる割賦売掛金に関しては、承継しないものとする。

(2) 固定資産

- ① 本件事業にかかる建物（建物付属設備）、工具、器具及び備品
- ② 本件事業にかかる長期貸付金、長期前払費用、敷金及び保証金
- ③ その他、本件事業にかかる固定資産のうち甲から乙への承継が法令上可能であるもの

2. 承継する債務

(1) 流動負債

本件事業にかかる買掛金、未払金、短期借入金、前受金、割賦未実現利益、賞与引当金、販売促進引当金、未払費用、預り金及びその他の流動負債のうち甲から乙への承継が法令上可能であるもの

(2) 固定負債

本件事業にかかる資産除去債務、繰延税金負債及びその他の固定負債のうち甲から乙への承継が法令上可能であるもの

(3) その他の負債

本件事業にかかるその他の負債（偶発債務を含む。）のうち甲から乙への承継が法令上可能であるもの

3. 雇用契約等

効力発生日において本件事業に在籍する全ての従業員（出向している者、嘱託社員、契約社員及び臨時従業員を含む。）にかかる労働契約上の地位及び当該労働契約に基づき発生する一切の権利義務

4. 知的財産等

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の知的財産権及びノウハウは、乙に承継しない。

5. 許認可

甲が効力発生日において本件事業に関連して保有している一切の許認可、承認及び登録等のうち甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切

6. その他の権利義務

本件事業に関する業務委託契約、賃貸借契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

7. その他

承継の対象となる権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲または乙において想定外の出捐が生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議の上、合意により承継対象から除外することができるものとする。